

## 品川区立障害児者総合支援施設について

### 1. 運営事業者公募の実施

#### (1) 公募の趣旨

品川区立障害児者総合支援施設（以下「施設」という。）は、児童発達支援センター「品川児童学園」の機能強化を図るとともに、障害児者の地域生活を支える拠点施設として、令和元年10月1日に開設した。

現在、施設の管理運営については、共用部分等の建物全体に係る管理を区が担い、各事業の運営および付随する専用部分については、それぞれ指定管理者制度を導入し、複数の指定管理者が管理運営を行っている。

しかしながら、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスの提供といった指定管理者制度のメリットを最大限生かすには、総合的かつ一体的な管理運営が望まれる。そのため、建物全体の管理を含め、総合的かつ一体的な施設全体の管理運営をするため、運営事業者の公募を行う。

#### (2) 施設の概要

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| ①名称    | 品川区立障害児者総合支援施設          |
| ②所在地   | 品川区南品川3-7-7             |
| ③敷地面積  | 2,748.90 m <sup>2</sup> |
| ④延床面積  | 6,874.88 m <sup>2</sup> |
| ⑤構造    | 地上6階、鉄筋コンクリート造          |
| ⑥開設年月日 | 令和元年10月1日               |

#### (3) 実施事業

##### ①総合的な事業の管理運営

1	児童発達支援センター 子ども発達相談室、児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援、日中一時支援
2	地域拠点相談支援センター 拠点相談支援、障害児指定特定相談支援、障害者指定特定相談支援
3	訪問系サービス 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
4	日中活動・短期入所系サービス 生活介護、就労継続支援、短期入所
5	地域活動支援センター

## ②総合的な施設の管理運営

1	建物の総合的な維持管理に関する業務を含めた施設全体の管理運営
2	利用者の安全・安心に関する業務
3	多目的室の管理運営に関する業務

### (4) 指定期間

令和4年10月1日～令和9年3月31日（4年6か月）

### (5) 主な応募資格

- ①社会福祉法人であること。
- ②児童発達支援センターおよび障害福祉サービス事業等の運営実績を有すること（共同事業体にあたっては、事業を分担する法人が、分担する業務に関する運営実績を有すること）

### (6) 主なスケジュール（予定）

- |          |           |
|----------|-----------|
| ①公募開始    | 令和2年10月上旬 |
| ②説明会     | 令和2年10月下旬 |
| ③応募期限    | 令和2年11月上旬 |
| ④提案書提出期限 | 令和2年12月下旬 |
| ⑤審査会     | 令和3年1月下旬  |
| ⑥選定委員会   | 令和3年2月中   |

### (7) 実施要領（案）

別紙のとおり

## 2. その他

障害児者総合支援施設に併設の精神科クリニックが予定をしていたデイ・ケアの実施を見送るため、使用予定であったスペースの使用許可を終了する。

（経緯および現状）

医療系サービスは、平成27年度に公募により選定された団体の自由提案事業として、区が採択したものである。区と運営事業者との協議の結果、一般社団法人日本精神科看護協会が区から場所を借り、精神科クリニック等の事業を実施している。

精神科クリニックの児童精神科では、品川児童学園をはじめ関係機関と連携を図りながら、医療面から発達障害児等の支援を行っている。訪問看護は、主に精神障害のある方の在宅生活を支えており、利用者数が毎月増加している。精神科デイ・ケアについては、運営事業者は、常勤医師の確保に努めてきたが、採用が難しく、開始には至らなかった。協議の結果、運営事業者からの申し出を受け、令和2年9月30日をもってデイ・ケアスペースの使用許可を終了することとした。

# 品川区立障害児者総合支援施設指定管理者公募要領（案）

## 1. 公募の概要

### (1) 公募の名称

品川区立障害児者総合支援施設指定管理者公募

### (2) 公募の趣旨

品川区立障害児者総合支援施設（以下「施設」という。）は、児童発達支援センター「品川児童学園」の機能強化を図るとともに、障害児者の地域生活を支える拠点施設として、令和元年10月1日に開設しました。

現在、施設の管理運営については、共用部分等の建物全体に係る管理を区が担い、各事業の運営および付随する専用部分については、それぞれ指定管理者制度を導入し、複数の指定管理者が管理運営を行っています。

しかしながら、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスの提供といった指定管理者制度のメリットを最大限生かすには、総合的かつ一体的な管理運営が望まれます。そのため、建物全体の管理を含め、総合的かつ一体的な施設全体の管理運営を行うため、指定管理者を公募します。

## 2. 指定管理者を募集する対象施設について

### (1) 施設の設置目的

本区では、旧品川区立品川児童学園（児童発達支援センター）において、障害児および障害の疑いのある児童の相談や療育を行うとともに、発達障害や児童の発達に関する相談および支援を行ってきましたが、建物の老朽化に伴う建替えを機に再整備し事業を拡大しました。

施設は、品川区立障害児者総合支援条例（以下「条例」という。）に基づく施設で、区内の障害児および障害者の福祉の増進を図るため、児童発達支援センターの機能強化のほか地域生活支援拠点等の機能を有する障害児者の地域生活を支える拠点として整備した施設です。

### (2) 施設の概要

名 称	品川区立障害児者総合支援（愛称名：ぐるっぼ）		
所 在 地	東京都品川区南品川三丁目7番7号		
施 設 規 模	構 造	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）	
	階 数	地下1階	地上6階
	敷地面積	2,748.90 m <sup>2</sup>	
	延床面積	6,874.88 m <sup>2</sup>	
開設年月日	令和元年10月1日	竣工年月日	令和元年6月28日
休 館 日	日曜日・祝日・年末年始 ※短期入所を除く。		
開 館 時 間	午前9時から午後6時まで ※共用部の開放時間		
利用時間等	各事業の利用時間等は、概ね次の時間帯で実施しています。 ア 児童発達支援センター 午前9時から午後6時まで（日中一時支援事業を除く） イ 日中一時支援事業 午前8時から午後7時まで ウ その他 午前9時から午後5時まで（一部延長支援の実施があるものは午後7時まで） エ 短期入所 休業日なし		

### (3) 施設の現況フロア構成

屋上	塔屋	機械置場				
6F	機器室	管理事務所	職員休憩室・更衣室			
5F	短期入所		生活介護			
4F						
3F	児童発達支援センター					
2F	品川区南品川障害児者相談支援センター		日中一時支援	放課後等デイサービス	訪問系サービス	就労B型(事務所)
1F	受付・案内	地域活動支援センター	就労B型(カフェレストラン)	訪問看護※	多目的室1(展示室)	
地下1F	精神科クリニック※		厨房	受水槽室	防災備蓄倉庫	多目的室2(ホール)

※ 区が行政財産の貸付けにより事業を実施しているもの（指定管理による事業以外の事業）。

### 3. 指定期間

令和4年10月1日から令和9年3月31日（4年6ヵ月間）

### 4. 指定管理者が行う基本事業および基本業務

指定管理者が行う基本事業および基本業務は、以下のとおりです。

#### (1) 総合的な事業の管理運営（基本事業）

- ア 子ども発達相談室（区独自事業）
- イ 児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第2項）
- ウ 放課後等デイサービス（児童福祉法第6条の2の2第4項）
- エ 保育所等訪問支援（児童福祉法第6条の2の2第6項）
- オ 日中一時支援（品川区障害者日中一時支援事業実施要綱第2条）
- カ 地域拠点相談支援センター（品川区障害者等相談支援事業実施要綱第6条）
- キ 障害児特定相談支援（児童福祉法第6条の2の2第7項）
- ク 障害者特定相談支援（障害者総合支援法第5条第18項）
- ケ 居宅介護（障害者総合支援法第5条第2項）
- コ 重度訪問介護（障害者総合支援法第5条第3項）
- サ 同行援護（障害者総合支援法第5条第4項）
- シ 行動援護（障害者総合支援法第5条第5項）
- ス 生活介護（障害者総合支援法第5条第7項）
- セ 就労支援事業（障害者総合支援法第5条第14項）
- ソ 短期入所（障害者総合支援法第5条第8項）
- タ 地域活動支援センター（障害者総合支援法第77条第1項第9号の事業）

※ アからオについては、児童福祉法第43条に規定される「福祉型児童発達支援センター」の事業として実施してください。

#### (2) 総合的な施設の管理運営（基本業務）

- ア 建物の総合的な維持管理に関する業務を含めた施設全体の管理運営  
ただし、地下および1階フロアの一部は、区が行政財産の貸付けにより指定管理外の事業を行っていることから、対象範囲の維持管理費用および光熱水費の

負担については、指定管理者と区または事業者が別途取り交わす「建物の維持に関する協定」に基づき、指定管理者に対し、区または事業者が負担します。併せて、当該事業者とは日常的に連携を図ってください。

イ 利用者の安全・安心に関する業務

ウ 多目的室の管理運営に関する業務

(ア) 目的内利用および目的外利用の予約受付や予約管理等の貸出し業務

(イ) 目的外利用にかかる使用料の徴収および収納に関すること

① 使用料の徴収および金融機関への収納

② 使用申請書・納付書・収納金日報の区担当者への送付

③ 使用申請の取消・変更・使用料還付請求があった際の対応

## 5. 提案等を求める事業および業務の内容

### (1) 施設の管理運営の基本方針や考え方

指定管理者としての施設の管理運営の基本方針や考え方について、具体的に明示してください。

### (2) 総合的な事業の管理運営（基本事業）

区の実情を踏まえ、4（1）の事業におけるサービス提供体制（対象者、サービス提供時間・曜日、延長・送迎の実施有無等）、支援方針・支援内容等、具体的に提案してください。また、権利擁護の考え方、家族支援の考え方、保健・医療・保育・教育等との連携の考え方について、示してください。

### (3) 提案事業

条例第1条に定める目的を達成するため、条例第4条に基づく事業を提案することが可能です。事業を提案する場合は、「2（1）施設の設置目的」を十分に認識の上、地域の特性を踏まえた効果的な事業を提案してください。

なお、提案された事業は、区との協議を経て決定するものとし、指定管理者の収入の範囲内で実施してください。

### (4) 自主事業

(3)のほか、設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲で、施設の利用率向上等を図るための事業を自主的に行うことができます。

なお、自主事業は、区との協議を経て決定するものとし、事業に係る経費は、事業者の負担とします。

### (5) 総合的な施設の管理運営（基本業務）

ア 清掃業務、受付業務、各種設備等の保守管理業務等を含め、総合的な施設の管理運営の方法について、具体的に提案してください。

イ 安全管理、防火・防災管理、緊急時対応、感染症対策、苦情対応等の方法についてそれぞれ具体的に示してください。また、本施設は、区の福祉避難所に指定するため、別途協定を締結し対応いただくこととなります。区が、福祉避難所を開設した際の連携方法・協力体制について提案してください。

ウ 関係機関との連携および協力、地域連携の方法について、具体的に提案してください。

### (6) 職員体制

応募者の各種提案等に基づき、効率的で効果的に施設全体を管理運営するために必要な職員体制について提案してください。また、人材の確保と育成に関する

考え方について示してください。

(7) 収支

収支に対する基本的な考え方、目標とする稼働率や件数、コスト低減の手法、収入および支出の見積りについて提案してください。

(8) 事業開始までの準備および引継ぎ

応募者の各種提案等を踏まえた事業開始までの準備について具体的に提案してください。また、現・指定管理者から指定管理者が変更となる場合は、引継ぎが必要です。利用者に不安を与えないよう円滑な引継ぎの方法について提案してください。

## 6. 指定管理者の収入について

(1) 施設の利用料金

次に掲げる施設の利用料金は、指定管理者の収入とします。ただし、多目的室の目的外利用にかかる使用料金の収入は、区の歳入とします。

なお、利用料金の額は、法令の範囲内において、区と協議のうえ定めることとします。

ア 障害福祉サービス等報酬および特定費用（食事の提供に要した費用、滞在に要する費用等）ならびに都加算

イ 事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる経費（材料費など）

(2) 指定管理料

指定管理料は、指定管理者が利用料金制による収入のみでは施設運営を行うことが困難である場合または区立施設であることに起因する経費が生じる場合に、指定管理者から提案のあった経費を上限とし、区の予算の範囲内で支払うことができるものとします。

## 7. 応募要件等

(1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人であること

(2) 児童発達支援センターおよび障害福祉サービス等事業所の管理運営実績（管理運営委託等を含む）を有する者（共同事業体にあつては、事業を分担する法人が、分担する事業の運営実績を有すること。）

(3) 指定管理者が行う基本事業、提案事業、自主事業の内容が定款に定められ、事業開始前までに所轄庁から認可を受けていること。（共同事業体にあつては、事業を分担する法人が、分担する事業の内容が定款に定められ、事業開始前までに所管庁から認可を受けていること。）

(4) 公募説明会に参加した者

(5) 法人またはその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4および第167条の11の規定により品川区における一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 法律行為を行う能力を有しない者

ウ 破産法に基づく破産手続き開始の申立てをしている者

エ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てをしている者

オ 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者

カ 国税または地方税等を滞納している者

- キ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた団体（ただし、施設の民営化や統廃合、法人格の変更に伴う指定の取消しを除く。）
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、または暴力団もしくはその構成員もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある法人

## 8. 複数の社会福祉法人による共同申請

- (1) 複数の社会福祉法人で共同事業体を結成して応募することも可能とします。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、適切な名称を設定の上、代表法人（他の法人は、構成法人とします。）を定めてください。共同事業体を構成するすべての法人が前項の応募要件等に該当することが必要です。ただし、構成法人は、必要最小限とします。
- (2) 当該共同事業体の代表法人および構成法人は、単独または別の共同事業体により応募することはできません。
- (3) 代表法人および構成法人の変更は認めません。
- (4) 代表法人は、共同事業体の構成法人を代表し、本公募にかかるすべての手続き等、選定・指定後の協議、管理運営について包括的に責任を担っていただきます。
- (5) 共同事業体が選定された場合の代表団体は、指定までの期間中における、区との施設の管理運営に関するすべての協議の窓口となります。区は、代表団体以外の構成団体が分担する管理運営に関する内容についても、代表団体を通じて協議を行います。なお、区は、代表団体以外の構成団体、その他の事業者とは、原則協議を行いません。ただし、区が参加を認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 共同事業体が選定・指定された場合、共同事業体の構成団体による、それぞれの責任区分を記した協定書を提出していただきます。なお、協定書の内容については、事前に区に協議するものとします。

## 9. 公募の日程

公募開始	令和2年10月上旬
公募説明会	令和2年10月下旬
応募期限	令和2年11月上旬
企画提案書提出期限	令和2年12月下旬
審査会	令和3年 1月下旬
選定委員会	令和3年 2月中旬

## 10. 指定管理者候補者の選定について

- (1) **応募資格の確認**  
応募者から提出された書類に基づき、欠格事項の有無等を事務局で確認し、要件を満たした応募者のみ第一次審査を行います。
- (2) **第一次審査（書類審査）**  
応募要件を満たした応募者は、次に掲げる審査項目について書類審査を行います。なお、応募者が多数の場合は、第一次審査の結果に基づき、上位3者を対象に第二次審査を行います。

ア 労働環境チェックシート

イ 事業者経営分析

**(3) 第二次審査（審査会の開催）**

第一次審査通過者は、外部有識者および区職員により構成された審査会において審査します。審査は、応募者から提出された書類についてプレゼンテーションおよびヒアリングにより行います。提出書類のすべてが審査の対象となりますので、提出書類に記入漏れがないようにしてください。

**(4) 第二次審査の審査基準**

審査項目	審査の視点
法人経営全般	法人理念・経営方針等
法人財務基盤	安定性、継続性、事業活動収支等
法人運営実績	児童発達支援センターおよび障害福祉サービス等事業所の管理運営の実績等
運営方針	施設の管理運営の基本方針や考え方等
事業運営	サービス提供体制、支援方針、企画力、実行性、専門性、柔軟性等
連携・協力	関係機関との連携および協力、地域交流等
危機管理体制	安全管理、防火・防災管理、緊急時対応、感染症対策、バックアップ体制等
総合的な管理運営	総合的かつ一体的な管理運営

**(5) 指定管理者選定委員会**

ア 審査会の審査結果の報告を受けて、外部有識者および区職員により構成された品川区福祉部指定管理者選定委員会で審議した上で、指定管理者候補者を選定します。

イ 審議の結果、相応しい候補者がいない場合、選定しない場合があります。

ウ 指定管理者候補者は、品川区議会での議決により指定管理者として指定されます。

**(6) 選定結果の通知**

選定結果は、第二次審査の審査対象者に文書で通知します。

**11. 問合せ先**

〒140-0004

品川区南品川三丁目7番7号

品川区立障害児者総合支援施設 障害児者総合支援施設担当

TEL 03-5460-1270

FAX 03-3471-8519